

平成26年度に予定される国民健康保険制度の改正内容

1 低所得者に係る国民健康保険料軽減措置の拡充(平成26年4月)

国は、平成26年度からの消費税増税による財源を活用して、低所得者の国民健康保険料の軽減措置の対象を拡大することとしており、国民健康保険料の5割軽減および2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の基準を緩和する。

なお、現行では2人世帯以上に適用されていた5割軽減について、この基準の見直しにより、新たに単身世帯にも適用されることとなる。

○軽減判定基準所得金額

5割軽減	(現行)	33万円+24.5万円×(被保険者数- <u>世帯主</u>)以下
	(改正後)	33万円+24.5万円×被保険者数 以下
2割軽減	(現行)	33万円+ <u>35万円</u> ×被保険者数 以下
	(改正後)	33万円+ <u>45万円</u> ×被保険者数 以下

○世帯人員別軽減判定基準所得金額

(現行)

軽減区分	1人世帯	2人世帯	3人世帯
7割軽減	33万円	33万円	33万円
5割軽減	—	57.5万円	82万円
2割軽減	68万円	103万円	138万円



(改正後)

1人世帯	2人世帯	3人世帯
33万円	33万円	33万円
57.5万円	82万円	106.5万円
78万円	123万円	168万円

2 70~74歳の患者負担特例措置の見直し(平成26年4月)

70~74歳の患者負担は、平成20年度から、2割と法律で定められているが、毎年度、約2千億円の公費を投入し、特例措置として1割に凍結されている。

しかしながら、国は社会保障制度改革国民会議報告書等を踏まえ、この特例措置を見直し、平成26年4月以降、新たに70歳に到達する者から、段階的に本来の2割負担とする。

なお、それ以前に、既に70歳に到達している者は、これまでの特例措置の1割が継続されるため、個人で見た場合は、負担が増えることにはならない。

(具体的な取扱い)

誕生日	平成26年4月診療分	平成26年5月診療分
昭和19年3月31日以前	1割	1割
昭和19年4月1日	1割	1割
昭和19年4月2日から 昭和19年5月1日まで	3割	2割

※現役並み所得者は、70歳到達後も3割負担が継続される。

3 高額療養費制度の見直し(平成27年1月)

高額療養費制度は、家計に対する医療費の自己負担が過重なものとならないよう、世帯の所得に応じて、医療費の自己負担に一定の上限を設けているものであるが、現行の所得区分では基準の幅が大きく、一般所得者のなかでも所得の低い方にとって負担が過重となっていたため、平成26年度からは、負担能力に応じた負担とする観点から、70歳未満の所得区分を細分化し、自己負担限度額をきめ細かく設定する見直しを行う。

(高額療養費 70歳未満)

区分	現行		改正後	
	所得基準	自己負担限度額(月額)	所得基準	自己負担限度額(月額)
上位所得者	600万円超	150,000円＋ (医療費－500,000円)×1%	901万円超	252,600円＋ (医療費－842,000円)×1%
			600～901万円	167,400円＋ (医療費－558,000円)×1%
一般所得者	600万円以下	80,100円＋ (医療費－267,000円)×1%	210～600万円	80,100円＋ (医療費－267,000円)×1%
			210万円以下	57,600円
低所得者	住民税非課税	35,400円	住民税非課税	35,400円

4 国民健康保険料賦課限度額の改定(平成26年4月)

国は、平成26年度国民健康保険料の賦課限度額について、賦課限度額超過世帯数の割合が増加する見込みであることから、これまでの最大引上げ幅と同額の4万円を引き上げ、中低所得者の保険料負担の緩和を図る。

引き上げの内訳については、後期高齢者支援金等分を、現行の14万円から16万円に、また介護納付金分を、現行の12万円から14万円に、合わせて4万円を引き上げる。

(国民健康保険法施行令の改正を予定)

市は、国の賦課限度額の引き上げ額と同額の4万円に、基礎(医療給付費)分の国との乖離額1万円を上乗せ、合わせて5万円を引き上げ、国基準と同額にする。

※ 賦課限度額の改定については、函館市国民健康保険条例の改正を伴うため、平成26年4月に開催を予定している国民健康保険運営協議会のなかで、改めて協議をする。

区 分	国		函館市	
	現行	改定(予定)	現行	改定(予定)
基礎(医療給付費)分	51万円	51万円	50万円	51万円
後期高齢者支援金等分	14万円	16万円	14万円	16万円
介護納付金分	12万円	14万円	12万円	14万円
合計	77万円	81万円	76万円	81万円

平成26年度函館市国民健康保険事業特別会計予算(案)の概要について

【歳入】

(単位:千円)

科 目	平成26年度 予 算 額	平成25年度 予 算 額	比 較	備 考
国民健康 保 険 料	6,657,636	6,953,902	△ 296,266	一般被保険者 6,200,402 医療給付費分現年賦課分 4,008,366 後期高齢者支援金等分現年賦課分 1,396,682 介護納付金分現年賦課分 556,401 滞納繰越分 238,953 退職被保険者 457,234 医療給付費分現年賦課分 289,218 後期高齢者支援金等分現年賦課分 74,692 介護納付金分現年賦課分 81,651 滞納繰越分 11,673 【増減理由】国保被保険者の減(75,586人→72,894人)
国民健康 保 険 税	9	14	△ 5	一般被保険者滞納繰越分
使用料及び 手 数 料	3	13	△ 10	督促手数料
国庫支出金	8,909,393	8,653,747	255,646	療養給付費等負担金(定率国庫負担金) 5,732,704 調整交付金 2,889,534 その他 287,155 【増減理由】前期高齢者交付金減に伴う国庫支出金対象額の増
療養給付費 等 交 付 金	1,987,366	2,069,141	△ 81,775	【増減理由】退職被保険者数減による減等
前期高齢者 交 付 金	8,233,102	9,016,732	△ 783,630	【増減理由】前々年度前期高齢者給付費減に伴う精算額の増等
道 支 出 金	2,101,732	1,941,812	159,920	調整交付金 1,814,577 その他 287,155 【増減理由】前期高齢者交付金減に伴う道支出金対象額の増
共 同 事 業 交 付 金	4,353,253	4,460,821	△ 107,568	高額医療費共同事業交付金 1,049,090 保険財政共同安定化事業交付金 3,304,163
繰 入 金	2,846,000	2,714,000	132,000	保険基盤安定分 1,787,718 法定軽減分 1,512,087 保険者支援制度分 275,631 職員給与費等分 367,179 出産育児一時金分 108,360 財政安定化支援事業分 498,908 その他 83,835 【増減理由】保険料軽減者増による保険基盤安定分の増
繰 越 金	1	1	—	前年度繰越金
諸 収 入	29,159	25,901	3,258	延滞金・第三者納付金・返納金等
合 計	35,117,654	35,836,084	△ 718,430	

【歳出】

(単位:千円)

科目	平成26年度 予算額	平成25年度 予算額	比較	備 考
総務費	166,515	168,525	△ 2,010	総務管理費(給付事務所要経費・国保連合 会負担金・国保運営協議会経費等) 61,044 徴収費(賦課・収納事務所要経費) 37,298 特別対策事業費(収納率向上対策所要 経費・医療費適正化対策所要経費等) 68,173 【新規事業等】 ・資格適用適正化対策事業～保険資格の適正な把握、退職被 保険者等への適用 ・収納率向上対策事業～徴収対策の強化(初期未納時における催 告、徹底した財産調査および差押執行等)、納付環境の整備(ペイ ジー口座振替受付サービス、口座振替キャンペーン等) ・医療費適正化対策事業～ジェネリック医薬品の差額通知の拡 充、柔道整復施術療養費に係る患者調査等の継続、レセプト等を活 用した医療費分析および事業計画の策定
保険給付費	24,230,306	24,701,789	△ 471,483	療養給付費・療養費・高額療養費・ 24,048,033 高額介護合算療養費・移送費 一般被保険者分 22,159,386 退職被保険者分 1,888,647 出産育児一時金 108,415 葬祭費・審査支払委託費 73,858 【増減理由】 国保被保険者数の減(75,586人→72,894人) 1人当たり給付費額の増(324,257円→329,904円)
後期高齢者 支援金等	3,940,278	4,017,798	△ 77,520	【増減理由】 国保被保険者見込数の減 1人当たり負担見込額の増(52,714円→54,505円)
前期高齢者 納付金等	2,843	2,485	358	
老人保健 拠出金	158	192	△ 34	
介護納付金	1,638,896	1,736,170	△ 97,274	【増減理由】 介護第2号被保険者見込数の減(29,040人→27,022人) 1人当たり負担見込額の増(59,800円→63,300円)
共同事業 拠出金	4,393,648	4,474,961	△ 81,313	高額医療費拠出金 1,025,782 保険財政共同安定化事業拠出金 3,367,850 退職者医療事務費拠出金 16
保健事業費	188,730	176,371	12,359	特定健康診査等事業費 177,562 特定健康診査経費 172,590 特定保健指導経費 4,972 保健衛生普及費 11,168 脳ドック経費 11,168 【新規事業等】 特定健診未受診者に対する個別電話勧奨の強 化、40歳到達者のオプション検査料の自己負担無料化、脳ドッ ク助成事業の定員拡大
諸支出金	21,451	20,012	1,439	保険料過誤納金払戻金、還付加算金
職員費	311,515	322,801	△ 11,286	
予備費	223,314	214,980	8,334	
合計	35,117,654	35,836,084	△ 718,430	

平成26年度予算 国民健康保険医療給付費等について（1人当たり額）

1 医療給付費（一般分）

区 分		26年度予算	25年度予算	伸率	備 考
医療給付費	保険給付費 a	22,159,386千円	22,601,416千円	△1.96%	被保険者数の減(71,526人→69,270人) 1人当たり給付費額の増(315,989円→319,899円)
	老人保健拠出金 b	158千円	128千円	23.44%	
	共同事業拠出金 c	4,393,632千円	4,474,945千円	△1.82%	高額医療費に係る道内における財政調整
	前期高齢者納付金 d	2,843千円	2,485千円	14.41%	
	特定健診等経費 e	177,562千円	165,085千円	7.56%	受診率:30%ベースで計上
	計 ア=a+b+c+d+e	26,733,581千円	27,244,059千円	△1.87%	
	1人当たり額 ア÷f	385,933円	380,897円	1.32%	
	被保険者数 f	69,270人	71,526人	△3.15%	
特定財源	国庫支出金等 g	13,458,445千円	13,135,069千円	2.46%	
	前期高齢者交付金 h	8,233,102千円	9,016,732千円	△8.69%	H26概算分9,153,682 H24精算分△920,580
	計 イ=g+h	21,691,547千円	22,151,801千円	△2.08%	
	1人当たり額 イ÷f	313,145円	309,703円	1.11%	
1人当たり平均保険料		64,295円	64,522円	△0.35%	

2 後期高齢者支援金等（一般分）

区 分		26年度予算	25年度予算	伸率	備 考
支援金等	後期高齢者支援金等 ウ	3,750,060千円	3,774,264千円	△0.64%	被保険者数の減(71,526人→69,270人) 1人当たり負担見込額の増(52,714円→54,505円)
	1人当たり額 ウ÷f	54,137円	52,768円	2.59%	
	被保険者数 f	69,270人	71,526人	△3.15%	
特定財源	国庫支出金等 エ	1,997,403千円	2,028,037千円	△1.51%	
	1人当たり額 エ÷f	28,835円	28,354円	1.70%	
1人当たり平均保険料		22,403円	22,176円	1.02%	

※ 医療給付費＋後期高齢者支援金等 1＋2

1人当たり平均保険料	86,698円	86,698円	0.00%
-------------------	----------------	---------	--------------

3 介護納付金

区 分		26年度予算	25年度予算	伸率	備 考
介護納付金	介護納付金 オ	1,638,896千円	1,736,170千円	△5.60%	被保険者数の減(29,040人→27,022人) 1人当たり負担見込額の増(59,800円→63,300円)
	1人当たり額 オ÷i	60,650円	59,785円	1.45%	
	被保険者数 i	27,022人	29,040人	△6.95%	介護2号被保険者(40歳～64歳)
特定財源	国庫支出金等 カ	868,400千円	919,568千円	△5.56%	
	1人当たり額 カ÷i	32,137円	31,666円	1.49%	
1人当たり平均保険料		26,236円	26,475円	△0.90%	

※ 医療給付費＋後期高齢者支援金等＋介護納付金 1＋2＋3

1人当たり平均保険料	112,934円	113,173円	△0.21%
-------------------	-----------------	----------	---------------

平成26年度予算 国民健康保険料の料率について

1 医療給付費分（一般分）

医療給付費（ア）
26,733,581千円

−

特定財源（イ）
21,691,547千円

=

必要保険料（1）
5,042,034千円

賦課総額 a=(1)÷0.90	区分	賦課割合 b	賦課額 c=a×b	賦課標準 d	料率 c÷d	H25決定
5,602,260千円 賦課限度額50万円	所得割	50%	2,801,130千円	25,015,848千円	11.20%	10.34%
	均等割	30%	1,680,678千円	70,075人	23,990円	23,560円
	平等割 (1/4軽減) (1/2軽減)	20%	1,120,452千円	40,995世帯	25,900円	25,680円
				(1,374世帯)	(19,430円)	(19,260円)
			(2,486世帯)	(12,950円)	(12,840円)	

※平等割の下段は、二世帯の被保険者の一方が後期高齢者医療制度に移行し、単身世帯となった場合に適用(平等割1/2・1/4軽減)

2 後期高齢者支援金等分（一般分）

後期高齢者支援金等（ウ）
3,750,060千円

−

特定財源（エ）
1,997,403千円

=

必要保険料（2）
1,752,657千円

賦課総額 e=(2)÷0.90	区分	賦課割合 b	賦課額 f=e×b	賦課標準 g	料率 f÷g	H25決定
1,947,397千円 賦課限度額14万円	所得割	50%	973,699千円	23,664,620千円	4.12%	3.73%
	均等割	30%	584,219千円	70,075人	8,340円	8,080円
	平等割 (1/4軽減) (1/2軽減)	20%	389,478千円	40,995世帯	9,010円	8,810円
				(1,374世帯)	(6,760円)	(6,610円)
			(2,486世帯)	(4,510円)	(4,410円)	

※ 医療給付費分+後期高齢者支援金等分 1+2

区分	H26予算料率			H25決定料率	比較
	医療給付費等分	支援金等分	計		
所得割	11.20%	4.12%	15.32%	14.07%	1.25%
均等割	23,990円	8,340円	32,330円	31,640円	690円
平等割	25,900円	9,010円	34,910円	34,490円	420円
(1/4軽減)	(19,430円)	(6,760円)	(26,190円)	(25,870円)	(320円)
(1/2軽減)	(12,950円)	(4,510円)	(17,460円)	(17,250円)	(210円)

3 介護納付金分

介護納付金（オ）
1,638,896千円

−

特定財源（カ）
868,400千円

=

必要保険料（3）
770,496千円

賦課総額 h=(3)÷0.90	区分	賦課割合 b	賦課額 i=h×b	賦課標準 j	料率 i÷j	H25決定
856,107千円 賦課限度額12万円	所得割	50%	428,054千円	11,181,188千円	3.83%	3.82%
	均等割	30%	256,832千円	27,464人	9,360円	9,340円
	平等割	20%	171,221千円	22,606世帯	7,580円	7,680円

平成26年度 国民健康保険料 所得段階別試算表（1人世帯・給与所得） ※賦課限度額据置

(単位:円, %)

給与収入	給与所得	法定軽減	平成25年度(決定) A			平成26年度(予算) B			平成25年度・26年度比較 B-A							
			医療分	後期分	介護分	医療分	後期分	介護分	医療分+後期分				医療分+後期分+介護分			
									25年度	26年度	増減額	増減率	25年度	26年度	増減額	増減率
980,000	330,000	⑦	14,770	5,060	5,100	14,960	5,200	5,080	19,830	20,160	330	1.66	24,930	25,240	310	1.24
1,000,000	350,000	②→⑤	41,460	14,250	14,380	27,180	9,490	9,230	55,710	36,670	△ 19,040	△ 34.18	70,090	45,900	△ 24,190	△ 34.51
1,225,000	575,000	②→⑤	64,720	22,650	22,970	52,380	18,760	17,850	87,370	71,140	△ 16,230	△ 18.58	110,340	88,990	△ 21,350	△ 19.35
1,250,000	600,000	②	67,310	23,580	23,930	70,150	25,000	23,890	90,890	95,150	4,260	4.69	114,820	119,040	4,220	3.68
1,350,000	700,000	無→②	87,490	30,690	31,150	81,350	29,120	27,720	118,180	110,470	△ 7,710	△ 6.52	149,330	138,190	△ 11,140	△ 7.46
1,450,000	800,000		97,830	34,420	34,970	102,530	36,710	34,940	132,250	139,240	6,990	5.29	167,220	174,180	6,960	4.16
1,668,000	1,000,000		118,510	41,880	42,610	124,930	44,950	42,600	160,390	169,880	9,490	5.92	203,000	212,480	9,480	4.67
3,116,000	2,000,000		221,910	79,180	80,810	236,930	86,150	80,900	301,090	323,080	21,990	7.30	381,900	403,980	22,080	5.78
4,424,000	3,000,000		325,310	116,480	119,010	348,930	127,350	119,200	441,790	476,280	34,490	7.81	560,800	595,480	34,680	6.18
5,676,000	4,000,000		428,710	140,000	120,000	460,930	140,000	120,000	568,710	600,930	32,220	5.67	688,710	720,930	32,220	4.68
6,888,889	5,000,000		500,000	140,000	120,000	500,000	140,000	120,000	640,000	640,000	0	0.00	760,000	760,000	0	0.00

平成26年度 国民健康保険料 所得段階別試算表 (2人世帯・給与所得) ※賦課限度額据置

(単位:円, %)

給与収入	給与所得	法定軽減	平成25年度(決定) A			平成26年度(予算) B			平成25年度・26年度比較 B-A							
			医療分	後期分	介護分	医療分	後期分	介護分	医療分+後期分				医療分+後期分+介護分			
									25年度	26年度	増減額	増減率	25年度	26年度	増減額	増減率
980,000	330,000	⑦	21,840	7,490	7,900	22,160	7,700	7,890	29,330	29,860	530	1.81	37,230	37,750	520	1.40
1,000,000	350,000	⑤	38,460	13,230	13,940	39,180	13,660	13,910	51,690	52,840	1,150	2.22	65,630	66,750	1,120	1.71
1,225,000	575,000	⑤	61,730	21,620	22,530	64,380	22,930	22,530	83,350	87,310	3,960	4.75	105,880	109,840	3,960	3.74
1,250,000	600,000	②→⑤	86,150	30,040	31,400	67,180	23,960	23,490	116,190	91,140	△ 25,050	△ 21.56	147,590	114,630	△ 32,960	△ 22.33
1,450,000	800,000	②→⑤	106,830	37,500	39,040	89,580	32,200	31,150	144,330	121,780	△ 22,550	△ 15.62	183,370	152,930	△ 30,440	△ 16.60
1,668,000	1,000,000	②	127,510	44,960	46,680	134,140	48,150	46,700	172,470	182,290	9,820	5.69	219,150	228,990	9,840	4.49
1,972,000	1,200,000	無→②	162,750	57,420	59,590	156,540	56,390	54,360	220,170	212,930	△ 7,240	△ 3.29	279,760	267,290	△ 12,470	△ 4.46
3,116,000	2,000,000		245,470	87,260	90,150	260,920	94,490	90,260	332,730	355,410	22,680	6.82	422,880	445,670	22,790	5.39
4,424,000	3,000,000		348,870	124,560	120,000	372,920	135,690	120,000	473,430	508,610	35,180	7.43	593,430	628,610	35,180	5.93
5,676,000	4,000,000		452,270	140,000	120,000	484,920	140,000	120,000	592,270	624,920	32,650	5.51	712,270	744,920	32,650	4.58
6,888,889	5,000,000		500,000	140,000	120,000	500,000	140,000	120,000	640,000	640,000	0	0.00	760,000	760,000	0	0.00

平成26年度 国民健康保険事業の取り組みについて

1 資格適用適正化対策事業

予算額 4,640千円

(1) 保険資格の適正な把握【拡充】

- 国保資格の取得・喪失届出遅延者に対する届出勧奨の強化
(重複加入者, 無保険者の解消)

(2) 退職被保険者等への適用【拡充】

- 一般被保険者の中から退職被保険者等の要件を満たした者の適正な振替処理
(年1回→年複数回実施)
- (1)および(2)の業務を担う臨時職員2名の通年雇用

2 収納率向上対策事業

予算額 30,923千円

(1) 徴収対策の強化【継続】

- 現年度分保険料の徴収対策
 - ・ 初期未納時における催告
 - ・ 口座振替加入率の向上
- 滞納繰越分保険料の徴収対策
 - ・ 徹底した財産調査および差押執行
 - ・ タイヤロックによる自動車の差押

(2) 納付環境の整備【継続】

- 口座振替加入者の拡大
 - ・ ペイジー口座振替受付サービスの推進
 - ・ 口座振替勧奨キャンペーンの実施

3 医療費適正化対策事業

予算額 32,610千円

(1) 後発医薬品の普及促進【拡充・新規】

- 後発医薬品差額通知の拡充(年2回→年4回通知)

(2) 柔道整復施術療養費の適正化【継続】

- 柔道整復施術療養費に係る患者調査等の実施(年7回実施)

(3) 医療費分析および事業計画の策定【新規】

- レセプト, 健診データを活用した医療費分析
- 医療費分析に基づく医療費適正化事業計画の策定

4 保健事業

予算額 188,730千円

(1) 特定健康診査・保健指導の推進【拡充】

- 受診勧奨はがきの送付(年2回実施), 個別電話勧奨に係る臨時職員の雇用
- オプション検査の充実
(心機能検査, 前立腺がん腫瘍マーカー検査, 胃がんリスク検査のほか,
尿中アルブミン検査を追加)
40歳到達者限定でのオプション検査(心機能検査, 胃がんリスク検査,
尿中アルブミン検査)の無料化
- 受診勧奨ポスターの作成, けんしんカレンダー(保健福祉部との共同)の作成
- カラー電車広告, 電車額面広告, フリーペーパー広告
- 専門の保健師による医療機関への受診勧奨

(2) 脳ドック事業の推進【拡充】

- 脳ドック事業に対する助成(定員350名→360名)